釧路市特別保育事業 一時預かり事業について

1 事業の内容

この事業は、保育施設を利用していない、就学前のお子さんが対象です。

保護者の方が、週に3日以内の就労により保育を必要とするときや、傷病や入院など緊急のとき、 リフレッシュが必要なときなどに、お子さんを一時的に保育施設でお預かりする制度です。

利用形態による区分は以下の通りです。

(1) 非定型的保育(平均週3日以内)

保護者の就労・職業訓練・就学などにより、定期的に保育が必要なとき

(2) 緊急保育(1か月12日以内)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭などにより、緊急的に保育が必要なとき

(3) 私的な理由による保育(1か月12日以内)

保護者が心身のリフレッシュ等により、一時的に保育が必要なとき

2 実施施設

大心心动					
実施施設名	対象年齢 ※利用日時点 の満年齢	川用日時点 保育 時間		保育料(日額) ※年齢は4月1日時点の満年齢 (保育クラス)	
釧路市立芦野保育園 芦野3-10-9 Tel38-5120 釧路市立認定こども園 阿寒幼稚園 阿寒町富士見2-10-1 Tel66-3152	満1歳~			A階層 B階層 3歳未満 3歳以上	0円 1,600円 1,000円
釧路あさひ認定こども園 旭町12-2 TE25-2301釧路おたのしけ認定こども園 大楽毛4-12-6 TE57-3997	6か月~	7:30~		A階層 B階層 O歳 3歳未満 3歳以上	0円 2,300円 1,900円
釧路風の子認定こども園 鳥取南7-2-9 Tel65-5955	満1歳~	18:30	曜・祝祭日		1,300円
桂恋認定こども園 桂恋167 TE91-2935	6か月~		•	A階層 B階層 3歳未満 3歳以上	0円
認定こども園 釧路共栄保育園 (若竹町4-7) ※令和7年5月7日 建て替えのため 一時移転 新住所 城山1-15-14 Tel22-4530	満1歳~		年末年始の休園日		1,600円
治水どんぐりの家保育園 暁町6-7 Tel22-9568	満1歳~	7:30~ 18:00		A階層 B階層 3歳未満 3歳以上 ※延長保育料	0円 1,600円 1,000円 200円
かしわ認定こども園 紫雲台2-30 FL41-2581	6か月~	19 時まで 延長保育		A階層 B階層 3歳未満 3歳以上 ※延長保育料	0円 1,900円 1,300円 200円

[※]A階層・・・生活保護を受けている世帯

B階層・・・A階層を除く世帯(市内に居住する保護者に限り、市町村民税が非課税の時は、一時預かり保育の免除申請をすることができます。)

[※]詳細につきましては、各実施施設にご確認ください。

3 利用定員 1日 3人程度

- ※定員は、利用希望児童の年齢構成などにより変動があります。
- ※利用希望日の希望人数と職員態勢などにより、お預かりできない場合もあります。

4 利用の手続き (利用希望施設へ直接申込)

- (1)利用を希望するときは、まず実施施設へ連絡をし、空き状況等を確認してください。
 - ※利用施設で事前に面接があります
 - ※お子さんの発熱、体調不良の時などは、利用をご遠慮いただくことがあります。
- (2)以下の申請書類を提出してください。(用紙は実施施設にあります)
 - ① 一時預かり利用申請書(保育台帳)
 - ② 児童状況申告書
 - ③ 添付書類(申請理由により異なります。詳細は実施施設から説明を受けてください) ※私的な理由による保育を利用する場合は不要です。

書類名	딥	父	祖父	祖母		備	考
就労証明書							
診断書や受診の証明書						ピー可	
その他の確認書類※1							

※1 一時保育を利用する理由を証明するもの(受講証明・就学証明等)

5 持ち物

着替え一式やおむつ等が必要ですが、その他にも季節や年齢などにより必要な持ち物があります。 必ずご利用前に、施設から直接ご案内を受けてください。

6 市外居住者の利用

釧路市民以外の方でも、次の様なときは一時預かりを利用することが出来ます。

- (1) 市内に居住する親族の傷病の看護のため、一定期間市内に在住するとき。
- (2) 出産のため市内に里帰りしている母親が、入院等により児童を保育できないとき。 (ご実家のご家族が保育できないときに限ります)

上記の理由により一時預かり事業を受けようとするときは、所定の申請書類に次の書類を添付して下さい。

- ① 市内に在住する理由と、児童の保育を必要とする理由を証明する書類(診断書、母子手帳等)
- ② 児童の年齢及び住所を証明する書類(居住地の住民票または健康保険証等)
- ③ 一時預かり事業保護者代理人届(代理人は成人の釧路市民とし、保護者に代わって保育料の納付など、手続きの一切を代行していただきます)

~ お問い合わせ ~

- 一時預かり事業に関してのお問い合わせは
 - ⇒ 釧路市こども保健部こども育成課保育係(直通電話 0154-31-4541)

空き状況や持ち物、利用料の支払い方法などは

⇒ 各実施施設へお問い合わせください(表に電話番号を掲載しています)